

平成31年総務省告示第179号第 6 条第 3 号イ及びロに基づき総務大臣が定めるものについて

第 1 証明書の取得

平成31年総務省告示第179号（以下「告示」という。）第 6 条第 3 号イの規定に基づき、返礼品等の製造等を行う者によって別添 1 の様式に従って作成された証明書を取得すること。また、証明書中「総務大臣が定める標準的な算出方法」は、下記のとおりであること。

（総務大臣が定める標準的な算出方法）

算式

$$(A - B) / A$$

算式の符号

A：当該地方団体による返礼品等の調達費用

B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

第 2 一覧表の作成

告示第 6 条第 3 号ロの規定に基づき、第 1 のとおり作成された証明書をもとに、別添 2 の様式及び下記に従って一覧表を作成すること。

1 返礼品等の名称

返礼品等の品目ごとに、その名称を記載すること。

2 区域内において生じた価値の割合

各返礼品等について、地方団体の区域内において当該返礼品等の製造等を行うことにより生じた価値が全体の価値に占める割合（別添 2 において「区域内において生じた価値の割合」という。）を記載すること。

3 区域内において生じた価値の割合の算出方法

区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、第 1 に示す標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出基礎を記載すること。また、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その他の算出方法とする理由及びその算出方法の詳細を記載すること。

4 返礼品等の製造・加工地

返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：〇〇県〇〇市）、国外の場合は国名を記載すること。

5 地方団体における調達費用

返礼品等 1 件あたりの調達に要した費用（地方税法（昭和25年法律第226号）第 37 条の 2 第 2 項第 3 号及び第 314 条の 7 第 2 項第 3 号に規定する「都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額」として総務大臣が定めるところにより算定した額）をいう。具体的には、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第 1 条の 17 の 2 第 1 号に規定する返礼品等の内容に関する書類に記載する「調達費用」がこれに該当する。）を記載すること。

6 一般販売価格

当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。

第3 一覧表の公表

第2のとおり作成された一覧表を、地方団体がふるさと納税の寄附金の受領に伴い告示第6条第3号に該当する返礼品等を提供する旨を表示して当該寄附金の募集を開始する日までに、地方団体が管理するウェブサイトに掲載すること。なお、特定の者のみ閲覧可能となる形式（ふるさと納税特設サイト等に登録した者のみ閲覧できるページでの掲載など）は認められないこと。

また、返礼品等の適正な提供に資する観点から、当該一覧表については、指定対象期間を通じて継続して掲載すること。ただし、天災等、掲載することが不可能となるやむを得ない事情があるときは、この限りでないこと。

なお、当該一覧表の公表は指定対象期間に係る返礼品等について行うものとするが、上記の公表の趣旨を踏まえ、指定対象期間の初日前1年間に提供された返礼品等についても公表を継続することが望ましいこと。

(地方団体の長) 殿

(返礼品等の製造等を行う者)

●● (返礼品等の名称) については、●● (地方団体名) の区域内における工程により、当該返礼品等の価値の●●%が生じていることを証明します。

上記については、以下の算出方法 (該当する算出方法に☑) により算出しています。

総務大臣が定める標準的な算出方法

※標準的な算出方法における算出基礎は以下のとおり。

A : 当該地方団体による返礼品等の調達費用 _____ 円

B : 当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用 _____ 円

その他の算出方法

※その他の算出方法とする理由及びその算出方法の詳細は以下のとおり。

また、当該返礼品等の製造・加工地^{※1}は●● (地方団体名又は国名) であり、一般販売価格は●●円です^{※2}。

なお、当該返礼品等を取り扱うに当たって、下記の事項に同意します。

- ・ 当該返礼品等については、以下に掲げる場合を除き、他の地方団体の地場産品基準 (平成 31 年総務省告示第 179 号第 6 条をいう。以下同じ。) 第 3 号の返礼品等として取り扱わないこと。
 - ① 貴市区町村の属する都道府県 (貴団体が都道府県である場合には貴都道府県内の市区町村) が地場産品基準第 3 号に適合するものとして当該返礼品等を取り扱う場合
 - ② 地場産品基準第 8 号イ又はロの返礼品等 (同基準第 3 号に適合する場合に限る。) として他の地方団体を取り扱う場合
- ・ 当該返礼品等の付加価値の算出方法等について、地方団体の求めに応じ、必要な説明や資料提供等を行うこと。

記載要領

※ 1 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名 (例: ○○県○○市)、国外の場合は国名を記載すること。

※ 2 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。
なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。

